

九都県市一斉

5月は自転車マナーアップ強化月間です

5月は、自転車活用推進法により自転車月間とされています。

自転車月間にあわせ、九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）で構成される首都圏自転車安全利用対策協議会では、5月1日（日）から31日（火）までの期間を「九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間」としています。

横浜市では、市民のみなさまの安全で快適な自転車利用のため、ルール・マナーを再確認するキッカケとなるよう、啓発に取り組みます。

○ 市内各地区にて、街頭活動・キャンペーン等を実施します

主な活動予定

- ・5月 9日（月）14時～15時@アピタテラス横浜綱島（港北区）
- ・5月 10日（火）15時～16時@中山駅周辺（緑区）
- ・5月 20日（金）10時～11時@地球市民プラザ前交差点付近（栄区）

※上記は予告なく変更となる場合があります。

○ SNSや動画など様々な媒体を活用した啓発を実施します

自転車保険への加入促進

- ☑ 神奈川県条例により、横浜市内で自転車を利用する場合、個人賠償責任保険等への加入が義務となっています。
- ☑ 約1億円もの高額な賠償を求められる事故事例もある中、昨年本市が実施した意識調査では保険加入率は約7割にとどまりました。
- ☑ 加入率向上のため、SNSやテレビ、広報紙など、様々な媒体を通じて、啓発を展開します。



自転車の交通ルールの周知

- ☑ 自転車は、「車道が原則、歩道は例外」であることなど、自転車に乗る際の基本的なルールやマナーについてリーフレットやポスター等を活用し、引き続き啓発を行います。

自転車の交通ルールやマナー、その他交通安全に関する話題、本市で実施している「思いやりSHARE THE ROAD運動」の紹介など、当課 Twitter で随時、情報発信しています。

交通安全・自転車政策課 公式 Twitter

SHARE THE ROADってなに??

自転車とクルマが

お互いに思いやりを持って

車道を共有すること



裏面あり



【横浜市内掲出場所（予定）】

- ・市営自転車駐車場
- ・各区役所
- ・地区センター …など

▼ポスターのPDF データは、本市ウェブサイトよりダウンロードいただけます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/anzen/kotsuanzenundou.html>

お問合せ先

道路局交通安全・自転車政策課担当課長 高橋 寛大 Tel 045-671-2294

九都県市同時発表

埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市